

## 平成29年度分析測定結果

### ■排ガスダイオキシン類測定結果■

炉	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	基準値
1号炉	7月11日	8月3日	0.00025	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
2号炉	7月11日	8月3日	0.00037	
3号炉	7月11日	8月3日	0.000085	
動物焼却炉	7月10日	8月3日	0.030	10ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

### ■処理水及び地下水ダイオキシン類測定結果■

場所	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)
処理水（焼却施設）	7月10日	8月3日	0.0019	10
放流水（最終処分場）	7月10日	8月3日	0.058	10
上流側地下水（最終処分場）	7月10日	8月18日	0.036	1
下流側地下水（最終処分場）	7月10日	8月18日	0.038	1

### ■焼却灰、飛灰ダイオキシン類測定結果■

種類	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)	基準値
焼却灰	7月10日	8月3日	0.00022	3ng-TEQ/g
ばいじん	7月10日	8月3日	0.24	
動物焼却炉灰	7月11日	8月3日	0	
動物焼却炉ばいじん	7月11日	8月3日	0.35	

■大気汚染物質濃度測定結果■

炉	測定日	結果が得られた日	窒素 酸化物 (ppm)	硫黄 酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダスト 濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	水銀		
							粒子状 水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	ガス状 水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )
1号炉	7月11日	7月27日	46	0.68	26	0.0004	0.01未満	4.6	4.6
	1月29日	2月20日	120	0.57	40	0.0010	0.02未満	2.9	2.9
2号炉	7月11日	7月27日	100	0.77	18	0.0009	0.01未満	0.91	0.91
	1月29日	2月20日	140	0.33	37	0.0010	0.02未満	3.1	3.1
3号炉	7月11日	7月27日	100	0.42	31	0.0008	0.01	3.8	3.8
	1月29日	2月20日	120	0.71	38	0.0014	0.02未満	1.2	1.2
平均			104	0.58	32	0.0009	—	—	—
基準値			250	※84	700	0.15	—	—	—

※地域定数K 17.5において、測定時のガス量・温度の状況により異なる。  
数値は測定時の平均値である。

■清掃工場周辺環境大気中ダイオキシン類濃度測定結果■

試料名	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準 (環境大気)
高島町大字高島地内 (施設より南東に約5 km地点)	9月8～ 15日	10月20日	0.0056	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>
川西町大字吉田地内 (施設より南西に約3 km地点)	9月8～ 15日	10月20日	0.0068	
南陽市大橋地内 (施設より北東に約1 km地点)	9月8日～ 15日	10月20日	0.0074	

※人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、  
終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくの  
かという目標を定めたものが環境基準である。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の施策目標である。こ  
れは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持され  
ることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。(環境省 HP より  
抜粋)